

医療法人和陽会 訪問看護ステーションあんど
[指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所]運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人和陽会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーションあんど
- 二 所在地 岡山県倉敷市真備町川辺 2000 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等 看護師常勤換算 2.5名以上（うち1名は管理者と兼務）
看護師等は、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日まで、お盆（8月15日）を除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(看護師業務：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分)

三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第 6 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第 7 条 指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記された負担割合を乗じた額とする。

2 指定訪問看護または指定介護予防訪問看護に要した交通費のうち自動車を利用した場合は次のとおりとする。

介護保険は通常の事業の実施地域を越えた地点から、医療保険はステーションから

| | | | | |
|----|-------------|------------------|-------------|------------------|
| 片道 | 5 km 未満 | 150 円 (税込 165 円) | 5~10 km 未満 | 250 円 (税込 275 円) |
| | 10~15 km 未満 | 350 円 (税込 385 円) | 15~20 km 未満 | 500 円 (税込 550 円) |
| | 20~30 km 未満 | 600 円 (税込 660 円) | 30~40 km 未満 | 700 円 (税込 770 円) |

3 死後の処置料は、15,000 円 (税込 16,500 円) (材料費 5,000 円 (税込 5,500 円) 別途希望時)

休業日の死後の処置料は 25% 増しとする。

営業日・休業日とも時間外加算あり (6~9 時、17 時~22 時は 25% 増し、22~6 時は 50% 増し)

4 営業日以外の医療保険における訪問看護利用料金は、診療報酬に 30 分毎 3,000 円 (税込 3,300 円) 計画外の訪問看護を行った場合

5 営業時間外の医療保険における訪問看護利用料金は、診療報酬に 30 分毎 3,000 円 (税込 3,300 円)

(6 時~9 時、17 時~22 時は 25% 増し、22 時~6 時は 50% 増し) 保険による加算対象にならない場合

6 長時間訪問看護利用料

30分毎 3,000円（税込 3,300円）

（6時～9時、17時～22時は25%増し、22時～6時は50%増し）

1時間30分を超える訪問看護提供を行い、保険による加算対象にならない場合

7 保険外訪問看護利用料は30分毎 3,000円（税込 3,300円）

（6時～9時、17時～22時は25%増し、22時～6時は50%増し）

8 前7項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、通常の事業の実施地域は、倉敷市（真備地区、船穂地区、玉島小学校区、長尾小学校区、上成小学校区）、総社市（常盤小学校区、清音小学校区、新本小学校区、総社西小学校区、大野地区を除く秦小学校区、神在小学校区）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、指定訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（苦情処理）

第11条 管理者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに

岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人和陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

平成25年12月25日改訂
平成26年 4月 1日改訂
平成26年 8月 1日改訂
平成27年 4月16日改訂
平成27年 8月 1日改訂
平成28年 9月 8日改訂
令和 3年 4月 1日改訂
令和 6年 6月 1日改訂
令和 6年 9月17日改訂